

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7179)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
高齢者住宅支援関係者支援事業	667	1,417	△750				667							
トータルコスト	3,894千円 (前年度 6,388千円) [正職員:0.4人]													
主な業務内容	制度の周知・説明、関係機関との調整、研修会の企画・実施													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>高齢者世帯がさらに増加していく中、施設入所に頼ることなく高齢者が自立した暮らしを可能な限り持続するために、民間集合住宅等の所有者・管理人や自治会等の地域の人材活用を図り、地域包括支援センターや民生委員とのネットワーク形成を通じて、高齢者の安心な暮らしを見守り、必要な相談にも対応できるような人材を育成するため支援を行う。</p>														
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者住宅支援関係者研修会</td> <td> <p>適切な制度・支援を利用して高齢者が地域での生活を継続できるよう、日常で高齢者のケア及び生活支援に関わっている人材に「住まい」及び「住環境整備(福祉用具・住宅改修のサービス)」についての関連情報等を周知すると共に、関係者がネットワークを図り、高齢者の支援にあたるよう研修会を開催する。</p> <p><b>【開催】</b>                      予定時期:10月~11月(異なる内容で2回開催)                      予定場所:倉吉体育文化会館</p> <p><b>【研修対象者】</b>                      (ア) 高齢者向けの住宅の管理及び見守り等を行っている者                      賃貸住宅の管理人又は不動産関係事業者、自治会役員等                      (イ) 住民の相談対応を行う者                      介護支援専門員、医療機関地域連携担当職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、市町村職員等</p> </td> <td>667</td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容	予算額	高齢者住宅支援関係者研修会	<p>適切な制度・支援を利用して高齢者が地域での生活を継続できるよう、日常で高齢者のケア及び生活支援に関わっている人材に「住まい」及び「住環境整備(福祉用具・住宅改修のサービス)」についての関連情報等を周知すると共に、関係者がネットワークを図り、高齢者の支援にあたるよう研修会を開催する。</p> <p><b>【開催】</b>                      予定時期:10月~11月(異なる内容で2回開催)                      予定場所:倉吉体育文化会館</p> <p><b>【研修対象者】</b>                      (ア) 高齢者向けの住宅の管理及び見守り等を行っている者                      賃貸住宅の管理人又は不動産関係事業者、自治会役員等                      (イ) 住民の相談対応を行う者                      介護支援専門員、医療機関地域連携担当職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、市町村職員等</p>	667
区分	内容	予算額												
高齢者住宅支援関係者研修会	<p>適切な制度・支援を利用して高齢者が地域での生活を継続できるよう、日常で高齢者のケア及び生活支援に関わっている人材に「住まい」及び「住環境整備(福祉用具・住宅改修のサービス)」についての関連情報等を周知すると共に、関係者がネットワークを図り、高齢者の支援にあたるよう研修会を開催する。</p> <p><b>【開催】</b>                      予定時期:10月~11月(異なる内容で2回開催)                      予定場所:倉吉体育文化会館</p> <p><b>【研修対象者】</b>                      (ア) 高齢者向けの住宅の管理及び見守り等を行っている者                      賃貸住宅の管理人又は不動産関係事業者、自治会役員等                      (イ) 住民の相談対応を行う者                      介護支援専門員、医療機関地域連携担当職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、市町村職員等</p>	667												
<p><b>3 これまでの取組状況、改善点</b></p> <p>高齢期の住まいに係る多様な「制度」や「サービス」を有効活用(適切な選択が)できるよう、県民や事業者にはまずは関連情報を分かりやすく提供するため、介護保険制度や県内住替え対象施設の紹介を一冊のパンフレットにまとめ広く配布を行った。また、「相談に関わる人材の育成」として、高齢者を支援する関係者や住宅供給関係者を対象に研修会を開催し、県の高齢者の現状や高齢者とのコミュニケーションなどを習得するとともに、地域包括支援センター職員などの支援関係者と面識を持った。</p> <p>2年目の研修は、認知症や生活保護世帯のケースなど、実際の実例を用いたグループ討議を行い、より具体的で実践につながる知識を習得する。</p>														